《 施策の体系図 》

目標	基本方針・施策の柱	基本的施策	
社会全体で犯罪被害者等を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現	基本方針１ 損害の回復及び 経済的負担の軽減 ＊条例第８条第１号	1　損害賠償請求等に関する援助（法12）	Ｐ１ （３施策）
		2　経済的負担の軽減（法13）	Ｐ１ （４施策）
		3　居住の安定（法16）	Ｐ１ （３施策）
		4　雇用の安定（法17）	Ｐ２ （４施策）
	基本方針２ 精神的・身体的被害の回復 ＊条例第８条第２号	1　保健医療サービス及び福祉サービスの提供（法14）	Ｐ２ （８施策）
		2　保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等（法18,19）	Ｐ３ （９施策）
	基本方針３ 再被害・二次的被害の防止 ＊条例第８条第３号	1　安全の確保（法15）	Ｐ４ （７施策）
		2　二次的被害の防止	Ｐ５ （４施策）
	基本方針４ 県民・事業者の理解の促進 ＊条例第８条第４号	1　県民・事業者の理解の促進（法20）	Ｐ５ （８施策）
	基本方針５ 民間支援団体・支援従事者の育成・支援 ＊条例第８条第５号	1　人材の育成・調査研究（法21）	Ｐ６ （９施策）
		2　民間支援団体に対する支援（法22）	Ｐ７ （２施策）
	基本方針６ 連携協力体制の整備 ＊条例第８条第６号、第12条	1　総合的な支援体制の整備	Ｐ７ （６施策）
		2　相談及び情報の提供等（法11）	Ｐ８ （９施策）
		3　市町村における支援体制の充実に向けた取組	Ｐ10 （４施策）